

令和 7 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,486 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 5 年度分、令和 6 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 7 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連サービス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

$$2 \text{ 分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
男 女 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業 形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第４表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一 般	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パ ー ト	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第４表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9％）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
	R 6 年	100.0	77.2	9.7	2.2

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R 6 年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R 6 年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

（注）事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

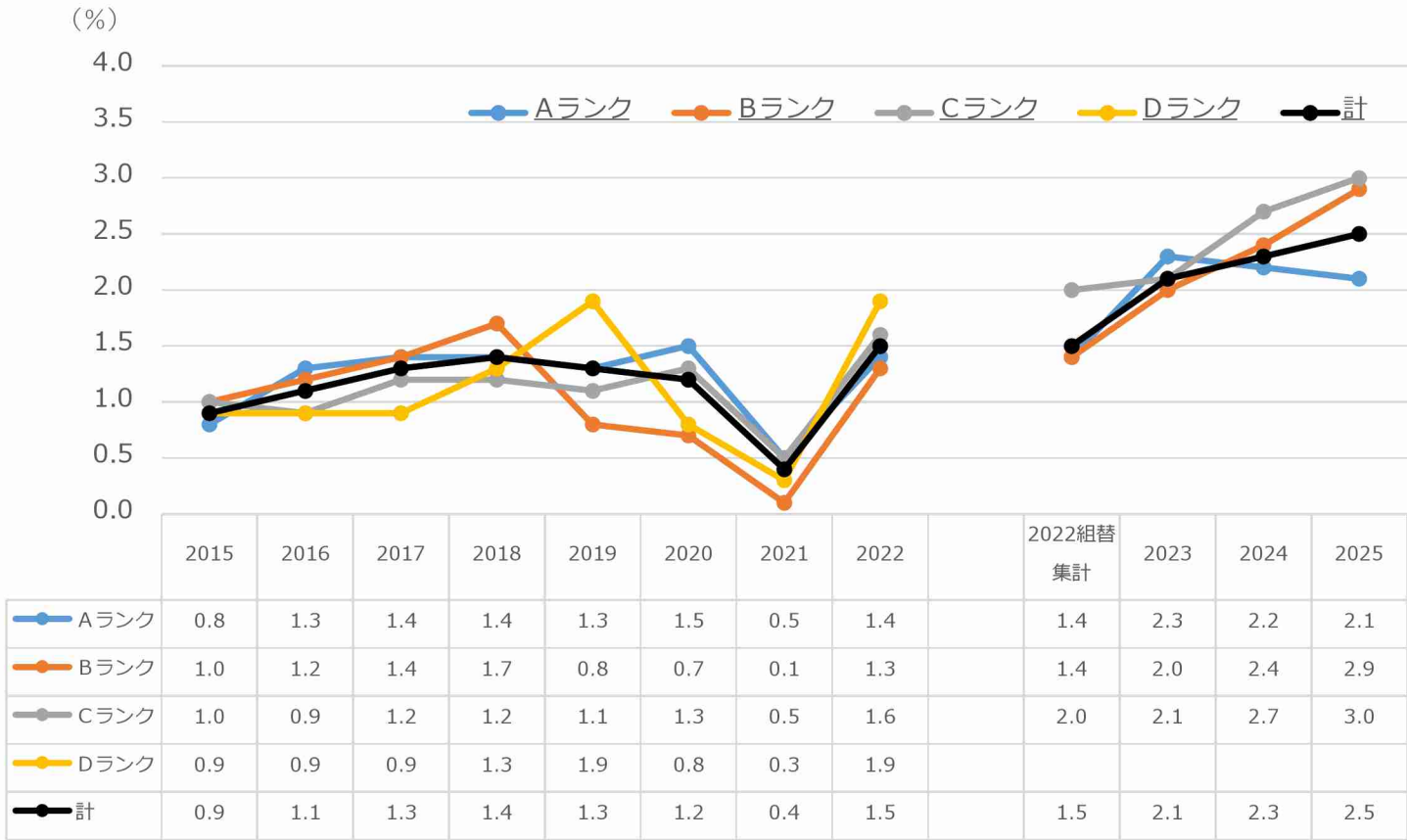
(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注） 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率(令和7年)(全労働者)

時間額(円)	現行	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+10	+11	+12	+13	+14	+15	+16	+17	+18	+19	+20	+21	+22	+23	+24	+25	+26	+27	+28	+29	+30	
	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	
地域別最賃対象産業計	2.8	5.0	5.1	5.2	6.1	6.2	6.3	6.3	6.5	12.1	12.1	12.2	12.4	12.4	12.6	12.7	12.7	12.7	12.8	14.1	14.1	14.2	14.3	14.5	14.9	14.9	14.9	15.1	15.1	16.0	16.1	
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	1.1	6.3	6.3	6.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	11.3	11.3	11.3	12.6	12.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	17.4	17.4	17.4	17.4	18.5	18.5	
繊維工業業	12.7	12.7	12.7	16.2	29.3	29.3	29.3	29.3	29.3	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	
地域最低賃金適用製造業	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	4.1	4.6	4.6	4.6	4.9	4.9	4.9	5.1	5.1	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.6	5.6	5.6	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
卸売業	2.6	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.7	5.7	5.7	5.7	6.0	6.0	
小売業(百貨店, 総合スーパーを除く)	3.6	8.0	8.1	8.3	9.1	9.1	9.3	9.3	9.7	23.3	23.4	23.6	23.7	23.8	24.0	24.0	24.0	24.1	24.3	27.6	27.6	27.8	28.1	28.9	29.1	29.1	29.1	29.3	29.4	31.3	31.5	
学術研究, 専門・サービス業	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	3.4	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
宿泊業	0.4	12.1	12.1	12.1	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	17.7	17.7	20.5	20.5	20.5	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	21.8	21.8	21.8	24.6	24.6	27.6	27.6	28.0	28.0	28.0	28.9	28.9	
飲食サービス業	2.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	12.1	12.1	12.1	12.1	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	13.3	13.3	
洗濯・理容・美容・浴場業	3.4	10.3	12.5	12.5	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	20.1	20.1	28.1	28.1	
生活関連サービス業, 娯楽業	0.0	3.6	3.6	3.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	
医療業	1.5	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.9	2.9	2.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	
福祉	2.3	3.4	3.6	3.6	3.9	4.0	4.3	4.5	4.5	7.8	7.8	7.9	8.2	8.2	8.4	8.4	8.4	8.5	8.5	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.6	9.6	
自動車整備業	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	
上記以外のサービス業	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	

(注) 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率(令和7年)(全労働者)

	+31	+32	+33	+34	+35	+36	+37	+38	+39	+40	+41	+42	+43	+44	+45	+46	+47	+48	+49	+50	+51	+52	+53	+54	+55	+56	+57	+58	+59	+60
時間額(円)	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1,000	1,001	1,002	1,003	1,004	1,005	1,006	1,007	1,008	1,009	1,010	1,011	1,012
地域別最賃対象産業計	16.2	16.5	16.6	16.8	16.9	17.1	17.9	18.1	18.4	18.5	18.5	18.6	18.8	19.4	19.5	19.5	19.5	19.5	26.0	26.1	26.2	26.8	27.0	27.4	27.4	27.5	27.6	27.6	27.8	28.1
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	18.5	20.3	20.3	20.3	22.5	22.5	22.9	22.9	23.4	23.4	23.4	23.6	23.8	24.3	24.5	24.5	24.5	24.5	30.5	30.5	30.5	30.5	31.0	35.5	35.5	35.5	35.7	35.7	36.0	36.0
繊維工業	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9
木材・木製品、家具・装備品製造業	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
地域最低賃金適用製造業	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	9.2	9.2	9.2	9.2	9.5	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	10.0	10.3	10.7	10.7	10.7	11.2	11.2	11.2	11.5	11.5	11.7	11.7
新聞業、出版業	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
卸売業	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3
小売業(百貨店、総合スーパーを除く)	31.6	32.3	32.5	32.7	33.0	33.3	33.5	33.7	34.7	34.8	34.9	35.0	35.1	37.2	37.4	37.4	37.4	37.4	43.2	43.2	43.2	43.3	43.9	44.2	44.2	44.3	44.3	44.4	44.8	45.1
学術研究、専門・サービス業	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
宿泊業	28.9	29.3	29.3	29.3	29.3	29.7	29.7	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	51.6	51.6	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.5	52.5
飲食サービス業	13.3	13.3	13.6	13.6	13.6	13.6	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	40.1	40.1	40.6	40.6	41.0	41.0	41.0	41.5	41.5	41.5	41.5	41.7
洗濯・理容・美容・浴場業	29.2	29.2	30.3	33.7	33.7	34.8	34.8	36.0	39.4	39.4	39.4	39.4	39.4	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	44.9	47.2
生活関連サービス業、娯楽業	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	18.7	18.7	18.7	40.1	40.1	40.1	40.1	40.1	40.1	40.1	41.0	41.0
医療業	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.8	4.8	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4
福祉	10.0	10.0	10.0	10.3	10.3	10.3	10.8	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2	11.3	11.3	11.3	11.5	11.5	11.9	15.7	15.7	15.7	15.7	15.8	16.0	16.0	16.2	16.2	16.2	16.3	16.9
自動車整備業	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
上記以外のサービス業	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	14.0	14.4

(注) 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率(令和7年)(全労働者)

	+61	+62	+63	+64	+65	+66	+67	+68	+69	+70	+71	+72	+73	+74	+75	+76	+77	+78	+79	+80	+81	+82	+83	+84	+85	+86	+87	+88	+89	+90	
時間額(円)	1,013	1,014	1,015	1,016	1,017	1,018	1,019	1,020	1,021	1,022	1,023	1,024	1,025	1,026	1,027	1,028	1,029	1,030	1,031	1,032	1,033	1,034	1,035	1,036	1,037	1,038	1,039	1,040	1,041	1,042	
地域別最賃対象産業計	28.3	28.4	28.6	28.7	28.8	28.8	28.8	28.9	29.8	29.8	30.0	30.0	30.2	30.3	30.4	30.4	30.5	30.6	31.1	31.3	31.4	31.4	31.5	31.5	31.7	31.7	31.8	31.8	32.3	32.4	
食料品・飲料・たばこ・飼料・製 造業	36.4	36.4	36.4	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	39.3	39.3	41.5	41.5	41.5	41.5	41.5	41.7	41.7	42.0	42.4	42.4	42.4	42.4	42.4	42.7	42.7	42.7	42.7	42.7	43.9	43.9	
繊維工業業	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	33.9	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0
木材・木製品、家具・装備品 製造業	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	
地域最低賃金適用製造業	11.7	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.4	12.4	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.7	13.7	13.7	13.7	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.5	14.5	
新聞業、出版業	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	
卸売業	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
小売業 (百貨店、総合スーパーを除く)	45.5	45.5	45.5	45.6	45.9	46.0	46.0	46.0	47.1	47.2	47.2	47.2	47.6	47.6	48.0	48.0	48.0	48.0	49.1	49.1	49.1	49.1	49.3	49.5	49.6	49.7	49.8	50.0	50.8	51.0	
学術研究、専門・サービス業	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	
宿泊業	52.5	52.5	52.5	55.3	55.3	55.3	55.7	56.2	57.0	57.0	57.5	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	60.5	60.5	60.5	61.7	61.7	
飲食サービス業	42.7	42.7	43.6	43.6	43.6	43.6	43.6	43.6	44.6	44.6	44.6	44.6	44.6	45.0	45.0	45.0	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2
洗濯・理容・美容・浴場業	47.2	47.2	47.2	47.2	47.2	47.2	47.2	47.2	48.3	48.3	48.3	48.3	48.3	48.3	48.3	48.3	48.3	48.3	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	50.6	50.6	
生活関連サービス業、娯楽業	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	42.8	
医療業	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.8	8.8	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.5	9.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
福祉社	17.0	17.3	17.3	17.6	17.6	17.6	17.6	17.7	18.0	18.0	18.0	18.5	18.5	18.5	18.5	18.6	18.6	18.9	18.9	19.1	19.3	19.4	19.5	19.5	19.7	19.7	19.7	19.7	20.4	20.4	
自動車整備業	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	
上記以外のサービス業	14.4	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	16.2	16.2	16.2	16.2	16.7	16.7	17.5	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	19.0	19.0	

(注) 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率(令和7年)(全労働者)

	+91	+92	+93	+94	+95	+96	+97	+98	+99	+100
時間額(円)	1,043	1,044	1,045	1,046	1,047	1,048	1,049	1,050	1,051	1,052
地 域 別 最 賃 対 象 産 業 計	32.5	32.6	32.6	33.0	33.2	33.3	33.3	33.4	35.2	35.2
食 料 品 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 ・ 製 造 業	43.9	43.9	43.9	43.9	43.9	43.9	43.9	44.2	47.4	47.4
織 維 工 業	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
地 域 最 低 賃 金 適 用 製 造 業	14.5	14.9	15.2	15.2	15.2	15.2	15.4	15.4	16.4	16.4
新 聞 業 、 出 版 業	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
卸 売 業	12.0	12.0	12.0	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	15.1	15.1
小 売 業 (百貨店, 総合スーパーを除く)	51.1	51.1	51.2	52.3	52.4	52.6	52.6	52.6	53.7	53.9
学 術 研 究 , 専 門 ・ サ ー ビ ス 業	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	13.0	13.0
宿 泊 業	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	65.2	65.2
飲 食 サ ー ビ ス 業	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	51.9	51.9
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	51.7	51.7	51.7	51.7	52.8	52.8	53.9	53.9	56.2	57.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	42.8	42.8	42.8	42.8	42.8	43.7	43.7	43.7	43.7	43.7
医 療 業	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1	11.1
福 祉	20.5	20.5	20.5	20.9	21.2	21.2	21.2	21.3	21.9	22.0
自 動 車 整 備 業	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3
上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	19.0	19.0	19.0	19.4	19.8	20.2	20.2	20.2	21.8	21.8

(注) 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和7年）（パート労働者）

時間額(円)	現行	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+10	+11	+12	+13	+14	+15	+16	+17	+18	+19	+20	+21	+22	+23	+24	+25	+26	+27	+28	+29	+30
	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982
地域別最賃対象産業計	2.8	7.9	7.9	8.0	10.0	10.1	10.3	10.3	10.3	23.9	24.0	24.0	24.1	24.2	24.4	24.5	24.5	24.6	24.6	27.6	27.6	27.6	27.9	28.4	28.6	28.6	28.6	28.7	28.7	30.8	30.8
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	3.0	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	36.9	36.9
繊維工業業	0.0	0.0	0.0	16.7	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域最低賃金適用製造業	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8
卸売業	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
小売業(百貨店、総合スーパーを除く)	4.3	11.8	11.8	12.3	13.3	13.3	13.8	13.8	13.8	37.9	38.2	38.2	38.2	38.4	38.8	38.8	38.8	39.1	39.1	45.2	45.2	45.2	45.9	47.5	47.7	47.7	47.7	47.9	47.9	51.0	51.0
学術研究、専門・サービス業	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8
宿泊業	0.0	20.9	20.9	20.9	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1	35.1	35.1
飲食サービス業	1.9	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.5	16.5	16.5	16.5	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	18.3	18.3
洗濯・理容・美容・浴場業	0.0	14.1	14.1	14.1	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	27.4	43.6	43.6
生活関連サービス業、娯楽業	0.0	9.5	9.5	9.5	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2
医療業	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	4.8	4.8	4.8	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
福祉社	2.5	5.2	5.2	5.2	5.6	6.1	6.5	6.5	6.5	15.8	15.8	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.5	16.5	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	19.1	19.1
自動車整備業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
上記以外のサービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率(令和7年)(パート労働者)

	+31	+32	+33	+34	+35	+36	+37	+38	+39	+40	+41	+42	+43	+44	+45	+46	+47	+48	+49	+50	+51	+52	+53	+54	+55	+56	+57	+58	+59	+60
時間額(円)	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1,000	1,001	1,002	1,003	1,004	1,005	1,006	1,007	1,008	1,009	1,010	1,011	1,012
地域別最賃対象産業計	30.9	31.1	31.3	31.7	31.9	32.1	33.9	34.0	35.0	35.0	35.0	35.2	35.2	36.7	36.9	36.9	36.9	36.9	50.1	50.1	50.2	50.9	51.4	51.9	51.9	51.9	51.9	51.9	52.3	52.4
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	37.7	37.7	37.7	37.7	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	69.1	69.1	69.1	70.0	70.0	70.8	70.8
繊維工業	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域最低賃金適用製造業	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	18.5	18.5	25.8	25.8	25.8	25.8	25.8	25.8	25.8	25.8	29.2	29.2
新聞業、出版業	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
卸売業	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
小売業(百貨店、総合スーパーを除く)	51.3	51.7	52.1	52.4	53.0	53.2	53.2	53.5	55.4	55.4	55.4	55.4	55.6	59.3	59.8	59.8	59.8	59.8	68.1	68.1	68.1	68.3	69.2	69.4	69.4	69.4	69.4	69.4	69.8	70.1
学術研究、専門・サービス業	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
宿泊業	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1	69.6	69.6	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6	71.6	71.6
飲食サービス業	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	53.2	53.2	53.2	53.2	53.9	53.9	53.9	53.9	53.9	53.9	53.9	53.9
洗濯・理容・美容・浴場業	43.6	43.6	46.0	52.9	52.9	55.2	55.2	55.2	62.2	62.2	62.2	62.2	62.2	64.5	64.5	64.5	64.5	64.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5
生活関連サービス業、娯楽業	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	47.5	47.5	47.5	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9
医療業	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
福祉	19.5	19.5	19.5	19.9	19.9	19.9	19.9	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	30.0	30.4
自動車整備業	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
上記以外のサービス業	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	16.9	16.9

(注) 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和7年）（パート労働者）

	+61	+62	+63	+64	+65	+66	+67	+68	+69	+70	+71	+72	+73	+74	+75	+76	+77	+78	+79	+80	+81	+82	+83	+84	+85	+86	+87	+88	+89	+90
時間額(円)	1,013	1,014	1,015	1,016	1,017	1,018	1,019	1,020	1,021	1,022	1,023	1,024	1,025	1,026	1,027	1,028	1,029	1,030	1,031	1,032	1,033	1,034	1,035	1,036	1,037	1,038	1,039	1,040	1,041	1,042
地 域 別 最 賃 対 象 産 業 計	52.7	52.8	52.9	53.0	53.0	53.0	53.1	53.2	55.1	55.1	55.1	55.3	55.5	55.6	55.6	55.7	55.7	55.8	57.2	57.2	57.3	57.3	57.3	57.4	57.4	57.5	57.5	57.6	58.5	58.5
食 料 品 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 ・ 製 造 業	70.8	70.8	70.8	70.8	70.8	70.8	70.8	70.8	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0	86.3	86.3
織 維 工 業	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地 域 最 低 賃 金 適 用 製 造 業	29.2	29.2	29.2	29.2	29.2	29.2	29.2	29.2	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1
新 聞 業 、 出 版 業	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
卸 売 業	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4	39.1	39.1	39.1	39.1	39.1	39.1	39.1	39.1	41.2	41.2	41.2	41.2
小 売 業 (百貨店, 総合スーパーを除く)	70.9	70.9	70.9	70.9	71.1	71.1	71.1	71.1	72.5	72.5	72.5	72.5	73.2	73.2	73.4	73.4	73.4	73.4	75.4	75.4	75.4	75.4	75.4	75.6	75.6	75.6	75.9	76.1	76.7	76.7
学 術 研 究 , 専 門 ・ サ ー ビ ス 業	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6
宿 泊 業	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	72.6	72.6	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	77.7	77.7
飲 食 サ ー ビ ス 業	53.9	53.9	54.7	54.7	54.7	54.7	54.7	54.7	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	78.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9
医 療 業	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	15.2	15.2	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4
福 祉	30.4	30.8	30.8	31.2	31.2	31.2	31.2	31.7	32.5	32.5	32.5	33.8	33.8	33.8	33.8	34.2	34.2	34.6	34.6	34.9	35.3	35.3	35.6	35.6	35.6	35.6	35.6	35.6	37.0	37.0
自 動 車 整 備 業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	23.8	23.8

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和7年）（パート労働者）

	+91	+92	+93	+94	+95	+96	+97	+98	+99	+100
時間額(円)	1,043	1,044	1,045	1,046	1,047	1,048	1,049	1,050	1,051	1,052
地 域 別 最 賃 対 象 産 業 計	58.6	58.6	58.7	59.1	59.3	59.4	59.4	59.5	63.6	63.7
食 料 品 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 ・ 製 造 業	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	89.5	89.5
織 維 工 業	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地 域 最 低 賃 金 適 用 製 造 業	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	63.6	63.6
新 聞 業 、 出 版 業	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
卸 売 業	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	53.5	53.5
小 売 業 (百貨店，総合スーパーを除く)	76.7	76.7	76.9	78.0	78.2	78.7	78.7	78.7	80.3	80.5
学 術 研 究 ， 専 門 ・ サ ー ビ ス 業	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	29.6	40.5	40.5
宿 泊 業	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	85.8	85.8
飲 食 サ ー ビ ス 業	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	63.7	63.7
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	80.5	80.5	80.5	80.5	80.5	80.5	80.5	80.5	82.8	82.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	68.9
医 療 業	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	20.9	20.9
福 祉	37.0	37.0	37.0	37.4	37.8	37.8	37.8	38.2	39.9	39.9
自 動 車 整 備 業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	30.8	30.8

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

賃上げ施策の実績及び効果

項目		(期待する) 効果	R7年度 (R7.7.31時点での実績)
中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金		事業者における生産性向上と持続的な賃上げの実現。	申請件数 81件 うち交付済 40件 (29,774千円)
熊本県生産性向上等緊急支援資金		事業者における生産性向上と持続的な賃上げの実現。	融資実績 件数 331件 融資額 40.6億円
シンカ企業創出推進事業	(1) 経営戦略推進事業	中小製造業の経営者に対し経営及びDX・GXに関する専門家による個別訪問を行い、各企業の現状の聞き取りとDX及びGXの必要性、効果に関する周知啓発など、企業成長に向けた経営戦略支援を行うことで稼ぐ力を向上させる。	R7年度 専門家訪問:35社
	(2) 実装支援チーム派遣事業	中小製造業に対し専門家チームを派遣することで、各企業のスキルや必要性に応じたIoT、省エネ等技術の導入を促進し、生産性向上やサービスの高付加価値化の実現を目指す。	R7年度 専門家派遣:4社
	(3) シンカ企業創出推進事業補助金	中小製造業に対しDX・GXによる企業成長のための投資への支援を行うことで、稼ぐ力の向上、企業成長を実現させる。	R7年度 交付要望件数:9件
製造業DX推進事業補助金		物価高騰、賃上げ等の影響により、収益悪化に直面している県内製造業を営む中小企業者を対象に、DXに向けた生産現場のデジタル化に必要な機器の整備に対し助成することにより、生産性向上と業績改善が見込まれる。	R7年度 交付決定件数:24件 R7年度 交付決定額:100,000千円

3 県や市町村、九州一体の対応 ※県の賃上げに関する取組み

- ◆企業が持続的に賃上げに取り組むためには、生産性の向上や価格転嫁などによる収益力の強化が必要。
- ◆生産性の向上や賃上げに取り組む企業に対する補助や資金繰り支援を行っている。

中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金

【補助内容】

国・県の補助事業に係る自己負担分の一部を助成（自己負担額を1/10まで軽減）

【補助対象者】

熊本県内に主たる事業所を有し、次の①～③をすべて満たす中小・小規模事業者

- ① 国・県の生産性向上に資する補助事業を活用した
- ② 従業員の賃上げを実施した
- ③ パートナースhip構築宣言を行った

【補助上限額】 1件当たり200万円

※詳細はこちら→
(熊本県ホームページ)



シンカ※企業創出推進事業

※「進化、伸化、新化、深化」

【事業内容】

中堅企業を目指し成長を志向する企業の稼ぐ力の向上に向け、成長を志向する経営者への経営戦略支援、DX・GXをはじめとした実装支援など

（1）経営戦略推進事業

県内企業の経営者をプッシュ型で訪問、DX・GXによる経営戦略支援

（2）実装支援チーム派遣事業

企業の課題に応じた業務プロセス見直しや省力化検討について伴走支援

（3）シンカ企業創出推進事業補助金

DX・GXによる企業成長のための投資に対する支援（上限額500万円・1/2補助）

【対象者】

中小企業、中小企業の経営者

※詳細はこちら→
(熊本県ホームページ)



熊本県生産性向上等緊急支援資金

【支援内容】

物価高や人手不足等の経営課題に対応するために生産性向上や事業発展等に取り組む事業者の資金繰りを支援

【資金概要】

- ・融資限度額 1企業8,000万円、1組合1億円
- ・融資期間 1年以上10年以内
(据置期間 運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
- ・融資利率 7年以内 年2.10%以内
7年超 年2.25%以内
- ・保証料率 0.23%～1.43% ※県補助後

※詳細はこちら→
(熊本県ホームページ)



製造業DX推進事業補助金

【補助内容】

物価高騰や賃上げ等の影響による費用増加に直面している中小企業を対象に、生産性向上と業績改善を支援するため、生産現場等のDXに必要な機器整備を補助

【補助対象者】

- ① 県内に事業所又は事務所（工場等）を有すること
- ② 製造業を営んでいる中小企業者であること
- ③ 令和4年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計営業利益が令和3年1月～12月の同3か月の合計営業利益と比較して5%以上減少している

【補助上限額】 1件当たり500万円、補助率2/3

令和6年度 業務改善助成金 九州各県別・月別件数一覧表（申請件数）

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	53	0	0	949
佐賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	9	0	0	295
長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
熊本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	12	0	0	375
大分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	10	0	0	371
宮崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	6	0	0	215
沖縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	21	0	0	419
九州合計	65	105	113	152	272	1,264	554	192	232	116	0	0	3,065
全国合計	570	688	888	1,224	3,108	9,345	2,192	1,121	1,819	831	0	0	21,786

令和6年度 業務改善助成金 九州各県別・月別件数一覧表（交付決定件数）

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福岡	39	62	56	84	37	16	49	52	291	97	83	1	867
佐賀	4	6	14	21	7	5	9	9	143	32	5	0	255
長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
熊本	32	33	24	25	12	27	28	21	57	18	20	0	297
大分	34	40	12	6	4	12	15	17	118	40	1	0	299
宮崎	13	5	7	9	13	10	5	3	67	25	10	2	169
鹿児島	10	19	13	9	5	10	6	11	49	26	5	0	163
沖縄	0	37	21	22	0	23	14	24	78	118	17	0	354
九州合計	139	207	166	186	93	189	203	151	819	361	141	3	2,658
全国合計	819	1,185	1,143	1,245	783	763	726	713	6,915	3,056	1,210	57	18,615

令和7年度 業務改善助成金 九州各県別・月別件数一覧表（申請件数）

[illegible]

令和7年度 業務改善助成金 九州各県別・月別件数一覧表 (交付決定件数)

[illegible]

働き方改革推進支援助成金実績表

令和6年度

コース名	申請件数	交付決定件数
適用猶予業種別対応コース	14	12
うち「賃上げ」加算		3
労働時間短縮・年休促進支援コース	52	38
うち「賃上げ」加算		24
勤務間インターバル導入コース	13	10
うち「賃上げ」加算		4
団体推進コース	1	1
うち「賃上げ」加算		0
R6働き方改革推進支援助成金 合計	80	61
うち「賃上げ」加算		31

令和7年度（7月末現在）

コース名	申請件数	交付決定件数
適用猶予業種別対応コース	5	4
うち「賃上げ」加算		3
労働時間短縮・年休促進支援コース	20	14
うち「賃上げ」加算		8
勤務間インターバル導入コース	0	0
うち「賃上げ」加算		
団体推進コース	1	1
うち「賃上げ」加算		0
R7働き方改革推進支援助成金 合計	26	19
うち「賃上げ」加算		11

キャリアアップ助成金実績表

		申請件数	支給決定件数
令和6年4月	全コース	63	44
	正社員化コース	44	38
	賃金規定等改定コース	15	2
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	0	0
令和6年5月	全コース	80	50
	正社員化コース	46	43
	賃金規定等改定コース	28	1
	賞与・退職金制度導入コース	0	1
	社会保険適用時処遇改善コース	2	0
令和6年6月	全コース	101	48
	正社員化コース	78	44
	賃金規定等改定コース	16	0
	賞与・退職金制度導入コース	1	1
	社会保険適用時処遇改善コース	4	0
令和6年7月	全コース	56	57
	正社員化コース	45	38
	賃金規定等改定コース	3	15
	賞与・退職金制度導入コース	1	0
	社会保険適用時処遇改善コース	5	1
令和6年8月	全コース	74	49
	正社員化コース	56	33
	賃金規定等改定コース	2	8
	賞与・退職金制度導入コース	2	0
	社会保険適用時処遇改善コース	9	5
令和6年9月	全コース	71	40
	正社員化コース	59	20
	賃金規定等改定コース	0	12
	賞与・退職金制度導入コース	3	0
	社会保険適用時処遇改善コース	7	7
令和6年10月	全コース	61	61
	正社員化コース	47	39
	賃金規定等改定コース	2	12
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	10	7
令和6年11月	全コース	81	61
	正社員化コース	65	47
	賃金規定等改定コース	2	4
	賞与・退職金制度導入コース	0	1
	社会保険適用時処遇改善コース	12	9
令和6年12月	全コース	144	36
	正社員化コース	121	27
	賃金規定等改定コース	10	1
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	10	7
令和7年1月	全コース	97	71
	正社員化コース	86	44
	賃金規定等改定コース	1	2
	賞与・退職金制度導入コース	1	1
	社会保険適用時処遇改善コース	5	19
令和7年2月	全コース	110	52
	正社員化コース	94	43
	賃金規定等改定コース	4	2
	賞与・退職金制度導入コース	2	3
	社会保険適用時処遇改善コース	9	1
令和7年3月	全コース	112	78
	正社員化コース	87	69
	賃金規定等改定コース	13	3
	賞与・退職金制度導入コース	3	0
	社会保険適用時処遇改善コース	8	4
令和 6 年度合計	全コース	1,050	647
	正社員化コース	828	485
	賃金規定等改定コース	96	62
	賞与・退職金制度導入コース	13	7
	社会保険適用時処遇改善コース	81	60

令和7年4月	全コース	100	29
	正社員化コース	76	21
	賃金規定等改定コース	11	2
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	10	5
令和7年5月	全コース	173	72
	正社員化コース	126	59
	賃金規定等改定コース	28	1
	賞与・退職金制度導入コース	1	0
	社会保険適用時処遇改善コース	17	12
令和7年6月	全コース	259	81
	正社員化コース	220	65
	賃金規定等改定コース	19	3
	賞与・退職金制度導入コース	2	2
	社会保険適用時処遇改善コース	16	10
令和7年7月	全コース	111	86
	正社員化コース	96	73
	賃金規定等改定コース	4	1
	賞与・退職金制度導入コース	2	0
	社会保険適用時処遇改善コース	5	9
	短時間労働者労働時間延長支援コース	3	1
令和7年度（4月～7月）合計	全コース	643	268
	正社員化コース	518	218
	賃金規定等改定コース	62	7
	賞与・退職金制度導入コース	5	2
	社会保険適用時処遇改善コース	46	28
	短時間労働者労働時間延長支援コース	3	1

人材開発支援助成金		支給申請 件数	支給決定 件数
令和6年4月	全コース	45	48
	人材育成支援コース	33	29
	人への投資促進コース	3	1
	事業展開等リスクリング支援コース	9	18
令和6年5月	全コース	73	45
	人材育成支援コース	43	25
	人への投資促進コース	10	3
	事業展開等リスクリング支援コース	20	17
令和6年6月	全コース	47	65
	人材育成支援コース	33	48
	人への投資促進コース	1	1
	事業展開等リスクリング支援コース	13	16
令和6年7月	全コース	71	72
	人材育成支援コース	57	50
	人への投資促進コース	4	2
	事業展開等リスクリング支援コース	10	20
令和6年8月	全コース	69	33
	人材育成支援コース	52	27
	人への投資促進コース	2	0
	事業展開等リスクリング支援コース	15	6
令和6年9月	全コース	71	38
	人材育成支援コース	45	20
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスクリング支援コース	23	16
令和6年10月	全コース	69	53
	人材育成支援コース	48	40
	人への投資促進コース	8	3
	事業展開等リスクリング支援コース	13	10
令和6年11月	全コース	103	76
	人材育成支援コース	79	53
	人への投資促進コース	6	5
	事業展開等リスクリング支援コース	18	18
令和6年12月	全コース	83	68
	人材育成支援コース	47	54
	人への投資促進コース	14	2
	事業展開等リスクリング支援コース	22	12
令和7年1月	全コース	85	81
	人材育成支援コース	63	56
	人への投資促進コース	6	0
	事業展開等リスクリング支援コース	16	25
令和7年2月	全コース	72	58
	人材育成支援コース	38	53
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスクリング支援コース	31	3
令和7年3月	全コース	55	57
	人材育成支援コース	28	32
	人への投資促進コース	2	4
	事業展開等リスクリング支援コース	25	21
令和6年度 合計	全コース	859	694
	人材育成支援コース	578	487
	人への投資促進コース	64	25
	事業展開等リスクリング支援コース	217	182

令和7年4月	全コース	81	36
	人材育成支援コース	51	19
	人への投資促進コース	4	6
	事業展開等リスクリング支援コース	26	11
令和7年5月	全コース	139	93
	人材育成支援コース	103	66
	人への投資促進コース	8	9
	事業展開等リスクリング支援コース	28	18
令和7年6月	全コース	59	115
	人材育成支援コース	30	73
	人への投資促進コース	1	9
	事業展開等リスクリング支援コース	28	33
令和7年7月	全コース	60	117
	人材育成支援コース	42	77
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスクリング支援コース	15	38
令和7年度 (4月～7月) 合計	全コース	339	361
	人材育成支援コース	226	235
	人への投資促進コース	16	26
	事業展開等リスクリング支援コース	97	100

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれかが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.4)

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じること、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307（IP 電話等からのお問い合わせ）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

- ・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- ＜「宣言」の内容について＞
 - ・中小企業庁企画課 03-3501-1765
- ＜「宣言」の提出・掲載について＞
 - （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑪セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑫小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑬地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

⑭人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

⑮人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

⑯建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

⑰特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

⑱早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

⑳産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり 1,000 万円))します。

㉑働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

㉒よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉓下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

㉔働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉕中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



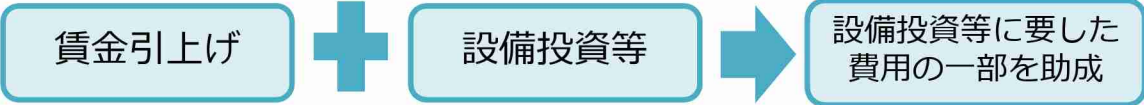
令和7年度「業務改善助成金」のご案内

熊本労働局版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など）を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

 業務改善助成金 **検索**



助成上限額

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 () 内事業場規模30人未満	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	以下の3つの要件を満たす事業場 ・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金と熊本県地域別最低賃金 952円 （令和6年10月5日発効）との差額が 50円以内 であること【 1,002円以下 】 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	事業場内の最低賃金が 1,000円未満 4/5
		2～3人	50万円(90万円)		
		4～6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		※10人以上	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)		1,000円以上 3/4
		2～3人	70万円(110万円)		
		4～6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		※10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)		※10人以上の助成上限額区分は「 特例事業者 」のみが対象となります。 「特例事業者」 ①事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者 ②原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（物価高騰等要件）
		2～3人	90万円(160万円)		
		4～6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		※10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		※10人以上	600万円		

PC、スマホ、タブレットの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども「物価高騰等要件」に該当した場合は対象になります。

「物価高騰等要件」：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

◆ 熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されます。詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

○ 申請の流れや注意事項については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、熊本労働局雇用環境・均等室に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果を
報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域 別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域 別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

◆ 業務改善助成金コールセンター（令和7年4月開設予定）

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9:00～17:00）

◆ 熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階

電話番号：0120-041-124（受付時間 平日9:00～17:00）

社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、日本政策金融公庫熊本支店、八代支店の窓口にお問い合わせください。



【申請先】熊本労働局雇用環境・均等室

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

電話096-312-3556

令和7年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

申請期間と賃上げ期間について

中小企業の皆様にご活用いただけるよう、**申請期間**と**賃金引き上げ期間**について、複数の期間を設定する見直しを行いました。具体的な期間は以下のとおりです。

	申請期間	賃金引き上げ期間
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引き上げは、申請日より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ **引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく**必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められません。

<第1期：申請例>

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例①	令和7年4月20日	令和7年5月1日	対象！
例②	令和7年6月20日	令和7年5月1日	対象外

<第2期：申請例>

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例③	地域別最低賃金改定日 前日	地域別最低賃金改定日 前日	対象！
例④	地域別最低賃金改定日 当日	地域別最低賃金改定日 当日	対象外



助成率区分の変更と生産性要件の廃止

引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて設定されている助成割合について見直しを行いました。具体的な見直しは以下のとおりです。

<R6>

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

<R7>

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

申請時の注意点

- ・ **申請前に行った賃金引き上げ、交付決定前に実施した助成対象経費の支払い**は助成の対象となりません。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入や助成対象となるコンサルティングなどを実施した場合も助成の対象となりません。

その他変更点

- ・ 事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

○委員からの追加要望資料

「頻繁に購入する品目」の熊本市における小売価格の対前年増減率

- 各品目の価格は、対象期間の合計額。
- 「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目。
- 「頻繁に購入する品目」のうち「診療代」は小売価格が掲載されていないため除く。
- 「対前年増減率〈総合〉」は「各品目の対前年増減率」の単純平均。

	銘柄符号	品 目	単 位	2023/10～ 2024/6 (A) (単位:円)	2024/10～ 2025/6 (B) (単位:円)	差額 (B)-(A) (単位:円)	各品目の 対前年増減率
1	1021	食パン	1kg	4,731	4,892	161	3.40%
2	1022	あんパン	100g	943	1,092	149	15.80%
3	1023	カレーパン	100g	984	1,077	93	9.45%
4	1031	ゆでうどん	1kg	1,917	1,992	75	3.91%
5	1051	カップ麺	1個・78g	1,787	1,805	18	1.01%
6	1052	中華麺	1kg	4,540	4,761	221	4.87%
7	1153	かまぼこ	100g	1,602	1,565	▲ 37	-2.31%
8	1211	豚肉(国産品, バラ)	100g	2,427	2,539	112	4.61%
9	1214	豚肉(輸入品, ロース)	100g	1,359	1,441	82	6.03%
10	1221	鶏肉	100g	1,207	1,263	56	4.64%
11	1252	ハム	100g	2,090	2,353	263	12.58%
12	1261	ソーセージ	100g	1,810	1,847	37	2.04%
13	1303	牛乳	1本・1,000mL	2,319	2,323	4	0.17%
14	1331	チーズ(国産品)	100g	2,247	2,387	140	6.23%
15	1333	ヨーグルト	1個・400g	1,662	1,700	38	2.29%
16	1341	鶏卵	1パック・10個	2,560	2,349	▲ 211	-8.24%
17	1401	キャベツ	1kg	1,708	2,804	1,096	64.17%
18	1405	ねぎ	1kg	6,590	7,790	1,200	18.21%
19	1406	レタス	1kg	3,792	5,256	1,464	38.61%
20	1407	もやし	1kg	2,065	2,190	125	6.05%
21	1415	にんじん	1kg	4,246	4,401	155	3.65%
22	1417	たまねぎ	1kg	3,254	3,098	▲ 156	-4.79%
23	1434	きゅうり	1kg	5,766	6,792	1,026	17.79%
24	1436	トマト	1kg	6,162	6,730	568	9.22%
25	1437	ピーマン	1kg	10,410	11,382	972	9.34%
26	1443	しめじ	1kg	8,394	9,716	1,322	15.75%
27	1471	豆腐	1kg	1,701	1,768	67	3.94%
28	1472	油揚げ	1kg	21,528	21,853	325	1.51%
29	1473	納豆	1ℓ ㊦・50g×3又は45g×3	927	942	15	1.62%
30	1581	バナナ	1kg	3,172	3,450	278	8.76%
31	1741	せんべい	100g	1,245	1,425	180	14.46%
32	1761	チョコレート	100g	2,225	2,940	715	32.13%
33	1782	アイスクリーム	1個・110mL	2,799	2,815	16	0.57%
34	1783	ポテトチップス	100g	1,765	1,791	26	1.47%
35	1792	調理パン	100g	1,419	1,338	▲ 81	-5.71%
36	1793	おにぎり	1個	1,316	1,570	254	19.30%
37	1811	サラダ	100g	1,514	1,523	9	0.59%
38	1915	茶飲料	1,000mL	1,489	1,523	34	2.28%
39	1923	コーヒー飲料	1,000mL	990	1,128	138	13.94%
40	1941	野菜ジュース	1本・200mL	1,009	1,042	33	3.27%
41	1951	炭酸飲料	1,000mL	2,187	2,436	249	11.39%
42	4402	ポリ袋	1箱・18枚	2,926	2,836	▲ 90	-3.08%
43	7301	ガソリン	1L	1,621	1,662	41	2.53%
対 前 年 増 減 率 〈 総 合 〉					8.22%		

○委員からの追加要望資料

「1 か月に 1 回程度購入する品目」の熊本市における小売価格の対前年増減率

- 各品目の価格は、対象期間の合計額。
- 「1 か月に 1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目。
- 「1 か月に 1 回程度購入する品目」のうち「乳酸菌飲料」及び「通信料（携帯電話）」は小売価格が掲載されていないため除外。
- 「対前年増減率〈総合〉」は「各品目の対前年増減率」の単純平均。

	銘柄符号	品 目	単 位	2023/10～ 2024/6 (A) (単位:円)	2024/10～ 2025/6 (B) (単位:円)	差額 (B)-(A) (単位:円)	各品目の 対前年増減率
1	1101	まぐろ	100g	6,244	6,384	140	2.24%
2	1106	さけ	100g	5,113	5,115	2	0.04%
3	1151	揚げかまぼこ	100g	1,105	1,102	▲ 3	-0.27%
4	1152	ちくわ	100g	964	1,028	64	6.64%
5	1173	魚介缶詰	1缶・70g	1,500	1,552	52	3.47%
6	1201	牛肉(国産品)	100g	5,804	6,293	489	8.43%
7	1203	牛肉(輸入品)	100g	3,029	3,172	143	4.72%
8	1271	ベーコン	100g	2,095	2,603	508	24.25%
9	1402	ほうれんそう	1kg	8,196	9,919	1,723	21.02%
10	1403	はくさい	1kg	1,967	2,710	743	37.77%
11	1409	ブロッコリー	1kg	6,278	7,238	960	15.29%
12	1412	じゃがいも	1kg	4,051	4,724	673	16.61%
13	1414	だいこん	1kg	1,737	2,201	464	26.71%
14	1433	かぼちゃ	1kg	4,303	4,681	378	8.78%
15	1435	なす	1kg	5,610	6,304	694	12.37%
16	1438	生しいたけ	1kg	17,745	17,119	▲ 626	-3.53%
17	1442	えのきたけ	1kg	5,255	6,242	987	18.78%
18	1481	こんにゃく	1kg	3,609	3,679	70	1.94%
19	1502	りんご	1kg	6,824	7,558	734	10.76%
20	1601	食用油	1本・1,000g	3,977	3,527	▲ 450	-11.32%
21	1653	乾燥スープ	1箱・148.8g	3,354	3,514	160	4.77%
22	1659	つゆ・たれ(めんつゆ)	1本・1L	2,990	3,297	307	10.27%
23	1656	ふりかけ	1袋・52g	2,066	2,136	70	3.39%
24	1657	合わせ調味料	1箱・162g	1,904	2,065	161	8.46%
25	1721	ビスケット	100g	1,507	1,605	98	6.50%
26	1732	キャンデー	1袋	1,841	1,911	70	3.80%
27	1791	弁当(幕の内弁当)	1個	5,450	5,726	276	5.06%
28	1797	弁当(からあげ弁当)	1個	4,761	4,959	198	4.16%
29	1795	すし(弁当)(にぎりずし)	1パック	6,861	8,186	1,325	19.31%
30	1798	すし(弁当)(いなりずし)	1個	622	637	15	2.41%
31	1821	コロッケ	100g	1,125	1,171	46	4.09%
32	1842	からあげ	100g	2,008	2,215	207	10.31%
33	1853	冷凍ぎょうざ	100g	867	890	23	2.65%
34	1881	ぎょうざ	100g	944	990	46	4.87%
35	2012	チューハイ	1缶・350mL	1,172	1,195	23	1.96%
36	3511	電気代	1か月・441kWh	108,027	115,280	7,253	6.71%
37	4431	台所用洗剤	1本・370mL	2,057	2,115	58	2.82%
38	4441	洗濯用洗剤	1kg	3,442	4,162	720	20.92%
39	6102	マスク	1袋・7枚	3,342	3,618	276	8.26%
対 前 年 増 減 率 〈 総 合 〉					8.60%		

第8回 災害対策本部会議資料

R7.8.20（水）15:00時点

被害状況

【人的被害】

- （死 亡）4名 熊本市：男性1名
 八代市：女性1名
 甲佐町：男性1名、女性1名
- （安否不明）1名 熊本市：北区貢町で車両2台が流出し、1台から1名は脱出できたが、もう1名の男性は不明のため捜索中。
- （重 傷 者）2名
 （軽 傷 者）8名

【住家被害】

- 全壊： 8棟 半壊： 41棟 一部破損：79棟
 床上浸水：2,377棟 床下浸水：2,772棟

【避難情報】

- 避難指示：1市、1世帯、1名

【避難者数】

- 6市町、8か所、73名

被害状況

第8回 災害対策本部会議資料

R7.8.20（水）15:00時点

【孤立集落数】

- 無し

※甲佐町：8月19日（火）17:00に孤立解消済み

【ライフライン及び通信の状況】

- 停電・通信エリアへの影響 無し

【罹災証明】

- 市町村の状況
- «専用窓口設置» 13市町村
- 熊本市（8月12日～）、八代市（8月12日～）、玉名市（8月12日～）、宇土市（8月12日～）
 上天草市（8月12日～）、天草市（8月13日～）、美里町（8月13日～）、玉東町（8月12日～）
 長洲町（8月13日～）、甲佐町（8月13日～）、氷川町（8月13日～）、宇城市（8月18日～）
 菊池市（8月18日～）

本部室の対応

- 次回の災害対策本部会議 来週開催予定（日程は調整中） 於：防災センター201会議室

被害情報・避難情報 内訳

市町村	人的被害				物的被害				避難情報		避難者数	
	死者	不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	世帯数	箇所数	人数
熊本市	1	1		7				78	62		2	2
宇土市								10	52			
宇城市							3	37	45		1	2
美里町		1		1	2	4	2	30	39		1	1
御船町								1	6			
菊島町								3				
益城町								7	26			
甲佐町	2		1		2	32	39					
山都町												
菊池市								5	18			
合志市								19				
大津町								4	7			
菊陽町												
荒尾市					1		26	174	211	1	1	8
玉名市								34	22			
玉東町								1				
南関町									9			
長洲町								1	1			
和水町									1			
山鹿市												
阿蘇市												
南小国町												
小国町												
産山村												
高森町												
西原村												
南阿蘇村												
八代市	1				1			1,377	974		2	37
氷川町							2	95	201			
水俣市												
芦北町												
津奈木町												
人吉市												
錦町												
多良木町												
湯前町												
水上村												
相良村												
五木村												
山江村												
球磨村												
あさぎり町												
上天草市								351	268		1	23
天草市					2	5	7	170	811			
希北町	4	1	2	8	8	41	79	2,377	2,772	1	8	73
合計												



第8回災害対策本部会議資料

【総務部】
R7.8.20（水）14：00時点

被害状況

【県職員の被害】

- ・県職員の被害なし。

【県立大学の被害】

- ・人的・物的被害なし。避難所は避難者がいないため11日夕方閉鎖。

【職員住宅の被害】

- ・職員住宅の被害なし。

【県庁舎及び各総合庁舎・保健所等の被害】

- ・県庁舎：新館1F駐車場で15cm程度の浸水発生、排水完了済。
南側駐車場で浸水が発生、排水完了済。
議会棟地下（書庫）の一部で小規模な浸水発生、排水完了済。
- ・総合庁舎・保健所：八代総合庁舎で7箇所、宇城保健所（犬舎）で1箇所雨漏り発生（防水テープ等での応急処置を検討中）。他の庁舎等は建物及び車両等には被害なし。
- ・防災航空センター・消防学校：被害なし。

【私立学校の被害】

- ・人的被害なし。
- ・物的被害は以下のとおり
熊本中央高等学校：本館地下冠水。食堂・柔道場・調理室・書道室等使用不能。管理棟雨漏り。
一部電気系統不能。寮床上浸水。グラウンド内クラブハウス浸水（合志市）。
（柔道場以外の排水完了済、復旧に向け準備中。本館地下の復旧等は2学期以降となる見込）
九州学院中学・高等学校：一部の建物で雨漏り発生。徳王グラウンド周辺で土砂崩れ発生（詳細は確認中）。
鎮西高等学校：寮で雨漏り発生。
ルーテル学院高等学校：校内で雨漏り発生。体育館玄関屋根の一部が崩落。体育館の一部で浸水発生、排水完了済。
秀岳館高等学校：校内で雨漏り発生。寮の一部が床上浸水等発生、排水完了済、復旧準備中。
専修学校熊本壺浜塾：校舎地下が浸水（詳細確認中）

【市町村庁舎の被害】

- ・大津町役場庁舎の屋上からの漏水により、庁舎内エレベーターが機能停止。現在、復旧に向け業者と調整中。業務継続に影響なし。

対応状況①
【市町村に対する人的支援（市町村職員派遣）】

- 被災市町村の人的支援ニーズに対し、県市長会・町村会等と連携して、県内市町村からの派遣を調整中。
マッチングが整った団体から派遣を開始（8/20現在：八代市16名、天草市8名、宇城市6名、美里町10名、氷川町11名）。

【8月20日時点派遣中】

（単位：人）

派遣先市町村	罹災証明交付	住家被害認定調査	災害ごみ処理	保健師	計	派遣元市町村
八代市	8	8			16	荒尾市2、菊池市2、合志市2、宇土市2、大津町1、菊陽町1、小国町1、芦北町2、湯前町1、相良村2
天草市		5	3		8	人吉市5、阿蘇市3
宇城市	4		2		6	水俣市2、山鹿市2、宇土市2
美里町			4	6	10	西原村2、あさぎり町3、和水町1、大津町1、菊陽町1、嘉島町1、湯前町1
氷川町	3		8		11	南関町1、大津町1、菊陽町1、小国町2、芦北町3、津奈木町2、球磨村1
計	15	13	17	6	51	

- 被災団体における行政職員の負担軽減と、罹災証明書の受付・発行の迅速化を図るため、被災団体への行政書士の派遣について、県行政書士会と調整中。被災団体のニーズを踏まえ、準備が整った団体から派遣開始予定。

対応状況②
【市町村に対する人的支援（県職員派遣）】

- 玉名市への情報連絡員（LO）、市対策本部支援員の派遣は13日で終了。
- 上天草市への情報連絡員（LO）2名の派遣は18日で終了。
- 各広域本部・地域振興局において、引き続き情報収集を継続中。
- 被災市町村の人的応援ニーズを踏まえ、「住家被害認定調査業務」を重点的に支援するため、第1陣として18日から上天草市、天草市、美里町、甲佐町の2市2町に県からの応援職員を24名派遣中。明日21日から第2陣として、県職員合計27名を派遣し、21日から25日までの5日間活動する。
- さらに、25日以降も第3陣、第4陣を派遣する予定としており、派遣人数等の規模は状況に応じて調整する。

派遣先	派遣人数 (1日あたり)	派遣開始日	第2陣 派遣終了日
上天草市	7人	8/21(木)	8/25(月)
天草市	6人		
美里町	7人		
甲佐町	7人		
合 計	27人		

【市町村における財政運営・税の減免等】

- 災害に係る地方財政措置等について、12日に通知を发出し、県ホームページに掲載済。
- 災害に係る市町村税の減免・納税猶予について、13日に通知を发出し、県ホームページに掲載済。

【普通交付税の繰上げ交付】

- 11日に災害救助法が適用された6市4町に対し、年額の1/4にあたる普通交付税9月交付分の一部（約3割）を、18日に現金交付（総額約111億円）※14日に法適用が発表された甲佐町については、総務省へ繰上げ交付申請済。
- 14日に災害救助法適用が発表された甲佐町に対しても、同様に21日に現金交付予定（約2億円）。

対応状況③

【各消防本部の応援出動状況】

- ・八代広域消防本部からの応援要請を受け、水俣芦北広域消防本部、上球磨消防本部、人吉下球磨消防本部が出動。救急・火災事案に対する活動を実施。11日18：05に活動終了。

【各県防災ヘリの応援出動状況】

- ・相互応援協定に基づき、佐賀県、長崎県及び鹿児島県の防災ヘリが、上空偵察による情報収集活動、孤立集落の住民救助活動（13人）、けが人の救急搬送（1人）を12日に実施。
- ・佐賀県及び長崎県の防災ヘリが、孤立集落の住民救助活動（14人）及び物資輸送を13日に実施。

【私立学校への対応】

- ・引き続き、被害状況等の情報収集を行うとともに、文部科学省への報告を行う。被害額等を取りまとめ中。
- ・生徒の被災状況を照会し、必要な支援策を整理予定。併せて、被災した生徒が利用できる既存の支援制度について学校へ周知予定。

【被害のあった県庁舎及び各総合庁舎等】

- ・雨漏りが多数発生した八代総合庁舎について、当面の応急処置を行いながら令和8年度実施予定の壁面改修工事等での対応を行う見込み。

【県有施設（総務部所管分）における避難所開設状況】

- ・八代総合庁舎の避難者12名は11日17時時点で解消済み。

【県税の減免等】

- ・県税の減免、納税の猶予等について、各広域本部及び自動車税事務所に相談窓口を12日に設置。13日に県ホームページに掲載済。

【補正予算編成】

- ・庁内各部局に対し、災害対策補正予算について随時の情報提供を依頼済。

被害状況

【交通機関関係】

- 肥薩おれんじ鉄道：八代～日奈久温泉間の24カ所で流木の流入や道床の流出の被害があり、八代～肥後田浦間で運休中。復旧時期未定。
- 路線バス
 - ・産交バス八代営業所 車庫内に配置の車両30台が浸水（修復可能か確認中）。事務所内床上浸水50cm、電気系統不通。他営業所より車両を配転し、13日（水）から八代市街地循環バス（3系統）のみ運行開始（その他11系統は運休中）。運休中の他系統の段階的再開に向けて調整中。
※詳細な被害状況は、産交バスにて調査中。
- タクシー：熊本市内において車両61台の被災を確認。八代市の4事業所、天草市の1事業所で事務所内が浸水、電気系統不通等（県タクシー協会からの情報。詳細は8/25頃判明見込み。）
- その他の交通機関（その他の鉄軌道、バス、航空、フェリー）については、概ね通常運行。



（肥薩おれんじ鉄道）
肥後高田駅近くの様子
（8/12 12時頃）

今後の対応

- 引き続き情報収集を行うとともに、必要に応じて情報提供を行う。
- 肥薩おれんじ鉄道については、今週中を目途に不通区間の代替バスを運行できるよう引き続き協議を進める。
- 産交バス八代営業所については、国への要望や県の支援策の検討を進める。

被害状況

社会福祉施設、医療機関等における被害状況（ ）書きは前回との比較

- 高齢者施設 100施設（+8） 熊本市、八代市、玉名市他 計13市町
一部損壊: 4、床上浸水: 72、床下浸水: 24
- 介護施設 1施設（±0） 八代市
床上浸水: 1
- 児童福祉施設 32施設（+5） 八代市、熊本市、玉名市他 計9市町
床上浸水: 20、床下浸水: 12
- 障がい者支援施設 57施設（+19） 熊本市、八代市、天草市他 計10市町
一部損壊: 4、床上浸水: 34、床下浸水: 19
- 医療機関 57施設（+3） 八代市、熊本市、天草市他 計10市町
床上浸水: 42、床下浸水: 15
- 薬局 41施設（±0） 八代市、熊本市、天草市他 計6市町
床上浸水: 33、床下浸水: 8

※法面崩落：児童福祉施設3箇所、障がい者支援施設2箇所

現在及び今後の対応

【感染症対策】

- 「浸水家屋の消毒等の感染症対策」及び「ボランティア等への感染症対策」について、8/12、県HPに掲載。
- また、8/13、各保健所及び各市町村への「大雨災害に係る消毒等に関する説明会（リモート）」を実施。

【災害救助法関係（支援物資、避難所支援、応急修理、仮設住宅）】

- 8/13、災害救助法適用の市町村向け説明会を実施。
- 市町村からの要請に基づき県備蓄物資を提供。（これまでに、美里町：飲料水500ml×2,400本、防塵マスク、ブルーシート、土嚢袋
玉東町：飲料水500ml×840本、介護用日用品）
- 日本赤十字社熊本県支部各地区本部等から市町に救援物資を配布。（これまでに、緊急セット、安眠セット、タオルケットなど）
- 各避難所の状況把握を継続して実施中。空調、トイレ、1人当たりのスペースは適切に確保。
- 8/20、賃貸型応急仮設住宅、応急修理に係る市町村向け説明会を実施。市町村の準備が整い次第、受付を開始。
- 要配慮者等への宿泊施設提供事業（8/19～上天草市）及び被災者のための入浴支援事業（8/18～天草市、上天草市）の実施。

【その他の被災者支援】

- 災害ボランティア
8/15までに災害救助法適用市町のすべてにセンター設置 ※県HPで各災害ボランティアセンターHPを案内 ※火の国会議を連日開催中
ボランティアについては、県HP等でも募集。ニーズ増に対応して関係機関（企業・県立学校・私立学校）へ呼びかけを強化。
- 8/15、被災者向けに車両貸し出しの活動を行う日本カーシェアリング協会が、熊本市に拠点を設置し、受付を開始。
現在車両の寄付を呼び掛け。県としても、関係団体に協力を依頼するとともに、県HPで周知。
- 8/13より義援金受付中。8/18から熊本県共同募金会、8/19から日本赤十字社熊本県支部においても義援金受付開始。
- 8/13より被災者のペットに係る困りごとに対応中（チラシをHPやSNSに掲載、市町村に周知）
- 県公式SNS等で熱中症・エコノミークラス症候群に対する注意喚起を実施。連携協定企業（大塚製薬㈱）から、被災者の熱中症対策として
清涼飲料水（500ml×3,120本）を無償提供（8/21に被災市町等に到着予定）。
- 被災者の健康管理のため、支援希望のあった被災市町に対して、県及び市町村の保健師による支援を実施。

被害状況

【水道施設等の状況】

- 断水について
 - ・ 8月16日に水道※の断水は解消（夜間計画断水も終了） ※上水道・簡易水道等、水道法に基づき市町村等が設置する施設
最大断水戸数 3,182戸
 - ・ 水道未普及地区の一部（甲佐町等）で飲料水の共同施設の被害による断水が発生（給水タンク等により対応中）
- 停電による送水ポンプの停止、土砂崩れによる水道管の破損、水道施設への土砂流入、配水池への越水等による濁水等の被害
- 13市町村の23地区で被害発生（熊本市、玉東町、長洲町、菊池市、御船町、甲佐町、山都町、美里町、八代市、氷川町、西原村、天草市、上天草市）
- 水道施設復旧に向けた対応状況
 - ・ 水道施設に流入した土砂の撤去、浄水場の洗浄、施設機器交換等を実施済
 - ・ 予備水源、系統切替等による対応

【災害廃棄物処理の状況】

- 災害廃棄物仮置き場の開設状況
 - 8月12日～ 玉東町、宇城市、甲佐町 8月13日～ 玉名市、八代市、天草市、上天草市、氷川町
 - 8月20日～ 山都町、美里町
- 搬入状況に応じ、仮置場を適宜増設・集約
- なお、仮置場内での可燃ごみについて、地元自治体焼却炉で処分を進めると共に、必要に応じて広域処理を調整中
- その他市町村においては、通常どおり収集予定

【有害物質使用工場等の状況】

- 重金属等の有害物質を使用している工場等からの流出被害情報なし

【環境生活部関連施設等の被害状況】

- 自然公園施設
 - ・ 矢部郷国民休養地（山都町）の歩道、東屋への流木侵入、桟橋の破損
 - ・ 天草ビジターセンター（上天草市）の歩道の一部損壊
 - ・ 千歳山園地（上天草市）の歩道の一部損壊
 - ・ 白嶽園地（上天草市）の歩道の一部損壊、園地湿地周辺で土砂崩れ
- その他 特定外来生物スパルティナ属の防草シートの破損（熊本市、宇城市）

現在及び今後の対応

【水道関係】

- 本復旧に向け、県内市町村等の水道事業者と国との連絡調整等を行う。

【アスベスト関係】

- 県内市町村、解体関係業界団体、熊本労働局にアスベスト飛散防止対策の徹底・協力を通知。
- 応急的措置としての防じんマスクの配布（市町村の必要数調査中。現在の県備蓄枚数1.1万枚）
- 被災地域を職員が巡回し、被災建築物の石綿含有吹付け材等の露出状況を調査中。
飛散のおそれがあれば建築物の所有者等に飛散・ばく露防止措置を要請。

【廃棄物処理関係】

- 引き続き、県内の災害廃棄物の発生及びその処理の状況について情報を収集するとともに、仮置き場設置等に関する助言、廃棄物処理の促進のため業界団体と市町村間の調整を行う。また、仮置き場におけるアスベスト飛散対策（散水、シート掛け等）について、職員が現場を確認し必要に応じて助言を実施。
- 災害廃棄物処理のために必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて職員を現地に派遣し、現場での助言・指導を実施。
- 市町村等を対象に、災害廃棄物処理に係る補助金等説明会を本日開催（県庁本館地下大会議室）。

【消費生活関係】

- 災害に便乗した消費者トラブル防止のため、注意喚起を実施。
今後、消費者トラブルの情報を把握次第、県民に向けた注意喚起を行う。

被害状況

○中小事業者等

（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、県工業連合会等に被害報告を依頼）
現時点において、931者（団体）から約61.7億円の被害報告があった。
※報告件数、被害額は暫定値であり、現在、調査継続中。

【商工業関連事業者のうち、災害救助法適用11市町の状況等】

	件数 (団体数)	被害額 (億円)	報告があった 被害内容
熊本市	121	2.8	・床上、床下浸水 ・地下テナントの浸水 ・各種商品、商材等が水没 ・出荷前の商品、在庫が水没 ・二輪、自動車が水没 ・各種機器、機械が水没 ・敷地内への土砂の流入 ・落雷による機器の故障
宇城市	17	1.2	
美里町	35	0.8	
玉名市	96	7.7	
玉東町	16	11.2	
長洲町	4	0.1	
甲佐町	56	2.4	
八代市	334	27.7	
氷川町	10	調査中	
天草市	124	4.9	
上天草市	63	1.8	



（熊本市：小売業・地下）



（玉名地域：製造業）



（八代地域：自動車整備業）



（天草地域：商工団体）

- 誘致企業：全501社のうち、31社において雨漏りや浸水等の被害を確認。（調査継続中）
- 採石業者：採石場の護岸や場内施設等が被災。

今後の対応

【相談窓口の設置】

- 県に特別相談窓口を設置。（相談件数：11件（融資制度、補助金や支援策等））

- 下記関係機関において、（特別）相談窓口を設置。

（相談件数：82件（融資制度、補助金や支援策等））

熊本県内全商工会・商工会議所（49商工会、9商工会議所）、熊本県中小企業団体中央会、熊本県信用保証協会、日本政策金融公庫熊本支店及び八代支店、商工組合中央金庫熊本支店（公財）くまもと産業支援財団内の熊本県よろず支援拠点

【被災事業者への支援等】（検討中）

- 金融支援について、現時点で既存の金融円滑化特別資金、小規模事業者おうえん資金、中小企業短期資金、生産性向上等緊急支援資金等の制度融資を利用できることを周知。
また、今回の被害に対応した新たな資金の創設を検討。
- 熊本地震、令和2年豪雨災害、新型コロナ禍に加え、物価高騰等の影響により、中小事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、甚大な被害を受けた者が事業の再開・継続を断念することなく早期復旧ができるよう、国に対して、被災した施設等の復旧に活用できる補助事業の予算化及び県負担分に係る特別の財政措置、金融面や地域の雇用維持・確保、被災した商工施設の復旧に係る支援等を要望。

1. 宿泊施設・観光施設等

- ほぼ全ての宿泊施設・観光施設等で営業を実施。
- 一方で、現在把握している限りにおいて、延べ11,000人以上の予約キャンセルが発生している。

【※これまで確認されている被害】

- 玉名市のホテルの建物内に雨水が流入するとともに、落雷によりエレベーターが停止（※閉じ込め等の人的被害はなし）するなどの被害あり。
- 熊本市、山鹿市、菊池市、山都町のホテルで一部雨漏りが発生。
- 天草市のホテルで、1階フロアが浸水し、営業を停止（※宿泊者は系列別ホテルへ退避済）。また、同市の別ホテルで浸水が発生。※その他、別ホテルの敷地内では小規模な土砂崩れがあったものの、人的・物的被害なし。
- 上天草市のホテルの建物内に浸水が発生。また、同市のキャンプ場で孤立していた従業員・利用客（15名）については、消防等の救助により11日中に避難が完了。

2. 県有施設（指定管理）

- 熊本地震震災ミュージアムKIOKU、熊本県立劇場、熊本県伝統工芸館、野外劇場アスペクタについては、人的・物的被害なし。

3. 個別出先機関

- 博物館ネットワークセンターについては、人的・物的被害なし。
- 博物館類似施設のうち、宇城市不知火美術館で一部雨漏りが発生（※通常通り開館中）。
- 伝統工芸協会の所属会員へ聞き取り調査を行ったところ、現在把握している限りにおいて、工房への浸水等の被害が10件程度あり、一部では仕事ができない状況。

今後の対応

1. 被害情報の収集

- 引き続き、宿泊施設等の被害、宿泊キャンセル等の情報収集を行う。

2. 風評被害対策

- 宿泊施設等で予約キャンセル等が発生しているため、SNS等の広報を実施（8月13日～）。
- 併せて、県外事務所、市町村、県内観光事業者等と連携した広報の展開、福岡天神等でのデジタルサイネージ広告を行うなど、情報発信に取り組む。

■令和7年8月10日から大雨による農林水産業関連の被害額は、**15,104,062千円**※ ※今後変更の可能性あり
被害の状況を速やかに把握するとともに、基盤をはじめ営農継続・事業再開に向け、早期復旧の支援を行う。

1. 農畜産業への影響

被害金額 計 120,030千円

	概要	被害面積等	被害金額 (千円)	地域
水稻・wcs	土砂流入による埋没、冠水等	1.4ha	1,426	熊本、宇城、上益城、玉名、八代、天草
大豆等	土砂流入等	0.05ha	7	宇城、上益城、菊池、玉名、八代、天草
野菜	ハウス浸水（トマト、トマト苗、キュウリ、イチゴ苗、アールスメロン等）	2.3ha	31,562	熊本、宇城、上益城、玉名、八代
	露地浸水・冠水（ナス、スナップエンドウ等）			熊本、玉名、八代
	土砂流入（シヨウガ）			宇城
花き	ハウス浸水	調査中	調査中	上益城
果樹	土砂流入	1.22ha	5,558	八代、天草
その他	量表の浸水	200枚	440	八代
畜産	畜舎の破損等	3箇所	40,100	宇城、上益城、菊池、玉名、八代
	家畜の死亡（牛）	30千羽	38,418	宇城
	家畜の死亡（鶏）			宇城、菊池
	生乳の廃棄			玉名
農業関係施設等	農業用機械の破損及び浸水等	4箇所	2,519	熊本、宇城、上益城、菊池、玉名、八代、天草
	共同利用施設等の浸水			八代、天草

※農畜産業については、被害面積及び被害金額が確定しているもののみを計上。
右側地域欄については、現在調査中のものも含めて記載。

2. 農地等への影響

被害金額 計 6,038,984千円

	被害状況	被害箇所数	被害金額 (千円)	地域
田・畑	法面崩れ、土砂流入等	1,202箇所	1,685,481	熊本、宇城、上益城、菊池、玉名、山鹿、阿蘇、八代、天草
農業用施設	農業用道路の法面崩壊、農業用取水施設（頭首工）の損傷等	961箇所	4,353,503	熊本、宇城、上益城、菊池、玉名、山鹿、阿蘇、八代、球磨、天草

3. 林業への影響

被害金額 計 8,908,328千円

	被害状況	被害箇所数	被害金額 (千円)	地域
林産施設等	苗木の流出、機械の故障、土砂流入、浸水	9箇所	128,300	熊本、上益城、玉名、八代、天草
林道施設	法面崩壊、路肩崩壊	254箇所	1,501,028	上益城、玉名、山鹿、阿蘇、八代、球磨、天草
林地	山腹崩壊、土砂流出	102箇所	7,279,000	熊本、宇城、上益城、山鹿、八代、天草

4. 水産業への影響

被害金額 計 36,720千円

	被害状況	被害箇所数	被害金額 (千円)	地域
共同利用施設等	浸水、倒壊等	40箇所	調査中	熊本、玉名、八代
漁港	漂着流木等	10箇所	36,720	熊本、玉名、天草

5. その他

- ・卸売市場については、青果集荷業者選果場（田崎）の浸水（シャッター破損、冷蔵庫・昇降機の水没による故障等）が発生。
- ・農業研究センター畜産研究所・果樹研究所・アグリ総研において、漏水により設備被害等が発生。農業大学校及び農業公園において、落雷による設備被害等が発生。

被害状況と現在の対応状況

1. 農畜産業への影響



大豆冠水
【熊本市南区城南】



選果場浸水
【天草市有明町大浦】



樹園地土砂流入
【天草市有明町大浦】



ハウス浸水
【玉名市天水町】



ナス冠水
【玉名郡玉東町】



トマト苗冠水
【宇城市小川町】



トマト苗冠水
【八代市郡築】



畝表浸水
【氷川町】

現在の対応状況

営農対策

- R7.8.12 大雨被害に係る農林漁業者向け金融相談窓口を設置。
- R7.8.12 大雨被害に係る農作物技術対策の発出。
- R7.8.13 営農相談窓口を県内11か所の農業普及・振興課に設置。
- 現地技術指導の実施。

野菜苗対策PT

- R7.8.12 第1回検討会を開催(県、JA熊本経済連) 苗不足および対応(計画)状況の収集、対策技術(定植遅延等)について。
- R7.8.13 第2回検討会を開催(県、JA熊本経済連、熊本県園芸種苗(株)) 供給可能な余剰苗(全国から供給連携含む)、トマト苗の事前調達について。
- R7.8.14 JA やつしろとの意見交換を実施(県、JAやつしろ他) 被害状況・生産現場での対応、野菜価格安定対策事業(トマト)・収入保険(イチゴ)の加入動向・必要な支援について。
- R7.8.14 第3回検討会を開催(県、JA熊本経済連、熊本県園芸種苗(株)) JAやつしろの対応について情報共有、トマト等の植替意向、県への支援要望。

支援策の検討

各地域の被害状況の把握に努めるとともに、過去の支援事例や水準を整理。被害を受けた農畜産業者の早期の復旧や営農継続に必要な予算・事業について、今後、国に支援策を要望。

被害状況と現在の対応状況

2. 農地等への影響



農地法面崩壊
【菊池市木庭町】



土砂堆積(用・排水路)
【八代市敷川内町】



通水状況(用・排水路)(8月14日)
【八代市敷川内町】



排水機場の浸水
【上天草市松島町】

現在の対応状況

- 防災重点農業用ため池、地すべり防止区域の緊急点検について、「大雨特別警報」の発令(7市町)に位置する防災重点農業用ため池(326箇所)、地すべり防止区域(6箇所)の緊急点検を実施。
- 調査に当たっては県、関係市町、県ため池サポートセンター(県土地改良事業団体連合会)の3者が連携し対応。
- 法面の崩壊等が確認された防災重点農業用ため池においては、低水管理やブルーシートの設置等で対応。



- 農地及び排水機場を含む農業施設等の被災状況調査を県、市町村、県土地改良事業団体が連携し、実施中。
- また、浸水により稼働不能の排水機場については、農林水産省所有の「排水ポンプ車」等を設置し、堤内側の強制排水を実施する体制を構築。さらには、迅速な復旧に向けた災害復旧事業の実施と再度災害防止に向けた排水対策を速やかに検討するため、「排水機場復旧・強靱化チーム」を設置。



排水ポンプ車(農林水産省)

チームと市、コンサルによる
対応方針の検討(8月19日)

3. 林業等への影響



現在の対応状況

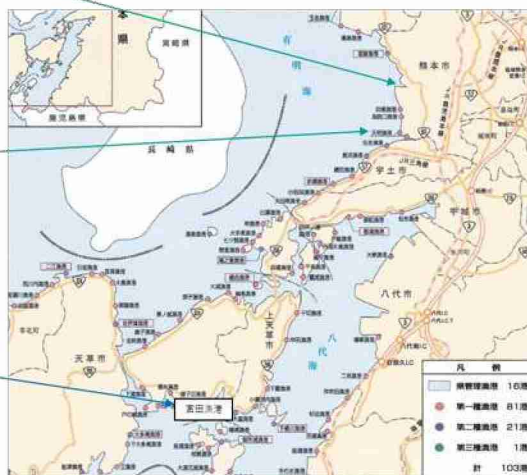
- 林道
 - 各地域振興局において、管内市町村と連携し林道災害の調査を実施。
 - 特に、調査が遅れている美里町に対しては、応援として8月18日から22日にかけて林業振興課から2名、宇城地域振興局林務課から1名を派遣し災害調査を支援。
- 林産施設等
 - 各地域振興局において、管内の林業・木材産業等の事業者に対し被災状況を確認するとともに、被災事業者に対し、復旧に向けての相談等に対応中。
 - 苗木流出被害については被害額等を算定中であり、復旧に係る補助事業等を検討中。
- 山地災害
 - 県内全域において、山腹崩壊や土砂流出の被害及び、治山施設の被災状況について調査を実施。
 - 8月14日、九州森林管理局のヘリ調査に同行し、山腹崩壊等の被害状況調査を実施。
 - 8月18日現在、災害関連緊急治山事業で対応予定箇所は18箇所。

4. 水産業等への影響



現在の対応状況

- 有明海及び八代海の干潟における浮泥の堆積状況や流木等の漂着状況調査を実施。
- 流木については順次撤去を開始。
- 8月12日以降、漁場調査を実施し、あさり漁場等における流木の流入、あさり・ハマグリ保護区の柵の破損を確認。同日以降、早期の漁場の復旧に必要な予算の確保について、水産庁との協議を実施。
- 漂流物防止フェンスについては、破損等の状況を確認中。環境省予算の確保について、協議を開始。
- 海域漂流物は、国土交通省の環境整備船「海輝」「海煌」や県漁連等により回収中。
- 漁港内については、年間維持管理者等による撤去を依頼。



第 8 回 災害対策本部会議資料

被害状況						
被害件数1,432件、被害額約270億円（速報値）						
※令和7年8月15日現在の被害件数等であり、今後変更の可能性あり。						
施設別	県工事		市町村工事		合計	
	箇所数	金額（百万円）	箇所数	金額（百万円）	箇所数	金額（百万円）
①道路	322	10,046	195	1,743	517	11,789
②河川	691	11,987	67	549	758	12,536
③砂防施設	149	1,723	-	-	149	1,723
④急傾斜地崩壊防止施設	1	150	-	-	1	150
⑤公園（市町村管理）	-	-	7	837	7	837
合 計	1,163	23,906	269	3,129	1,432	27,035

※熊本市の施設被害は含まない。市町村調査率：約 1 割

土砂災害	土砂災害（土石流、がけ崩れ） ※土砂流出により人家に被害があった箇所	35箇所
堆積土砂	宅地内の土砂の堆積	4市1町

第 8 回 災害対策本部会議資料

R7.8.20（水）14：00時点

今後の対応
◎県民の安全安心の確保を最優先に、社会基盤となるインフラの早期復旧を目指す。 【道路・橋梁・河川・土砂災害・下水道・港湾・都市公園】 ○全面通行止：17箇所（県道17箇所） ※県管理分のみ ・理由：法面崩壊11箇所（県道11箇所）、路肩決壊等6箇所（県道6箇所） ・三本松甲佐線（甲佐町広瀬）の法面崩壊については、崩土除去を実施し、甲佐町広瀬の孤立解消。甲佐町道の道路啓開も完了し、孤立解消に向けた県内全ての道路啓開が完了。 ○木葉川（玉東町）の堤防決壊については、8/19から応急復旧に着手。 ○これまでに国土交通省が 八代市、宇城市、天草市、美里町、甲佐町、山都町、氷川町 にTEC-FORCEを派遣。大規模な土砂災害等については、8/16からヘリを使用した調査等に着手し、8/19から現地調査開始。 ○引き続き情報収集を進めるとともに応急復旧に随時着手。 【堆積土砂】 ○市街地等に堆積した土砂等の撤去に随時着手（八代市、宇城市、上天草市、美里町、玉名市） 【支援活動】 ○「大規模災害時の支援活動に関する協定」に基づき、宇城地域振興局、上益城地域振興局、玉名地域振興局、県南広域本部、天草広域本部が建設業協会各支部、熊本県測量設計コンサルタント協会に支援活動を要請し活動中。宇城地域振興局が、熊本県法面保護協会に支援活動を要請し活動中。 ○「災害時における車両等の移動協力に関する協定」に基づき、宇城地域振興局、天草広域本部が一般社団法人ジャパンレッカー事業協力会に支援活動を要請し、道路啓開については対応完了。 ○公道等に放置された水没車両については、国有地、県有地、市有地の提供など、国、県及び熊本市の連携した支援のもと、一般社団法人ジャパンレッカー事業協力会が移動を進めている。 【住宅関係】 ○被災者への住戸提供（県営住宅24戸）受付を開始。市町村営住宅についても、8市町72戸を準備。（熊本市（35戸）、八代市（20戸）、荒尾市（2戸）、水俣市（2戸）、天草市（10戸）、山都町（3戸）、玉名市（戸数調整中）、嘉島町（戸数調整中）） ○市町村職員や建築技術者等に向けた、浸水被害住宅の復旧のための技術講習及び支援制度説明会を、8/21に開催予定。

被害状況

【人的被害】

○現在のところ、教育庁職員、教職員、児童生徒の人的被害の報告なし

【物的被害】（主なもの）

－学 校－（県立学校13校、市町村立117校（うち熊本市立51校））

○八代中学：技術棟1階の技術室が床上浸水、フローリングが浮いている状態

○東稜高校：進路室が浸水し、同室内の電話回線が不通

○八代農業高校：体育館・クラブ室等が床上浸水、農場センター停電等

○熊本支援学校：集会ルーム床上浸水

○玉東町（玉東中）で体育倉庫・プール・農業用倉庫等水没

○上天草市（上小）、美里町（励徳小）で土砂崩れ

○小川工業高校：学校敷地内が膝上まで浸水し、実習棟が一部浸水

○天草拓心本渡校：畜舎法面の崩落

○松橋支援学校：一部教室床下浸水、冠水（校舎回り等）

○八代市（千丁小）、上天草市（阿村小）で床上浸水

○上天草市（松島中）で土砂流入 他

－国・県指定文化財等－（17箇所）

○熊本市：熊本城跡の一部土砂崩れ

○宇土市：宇土城跡北側法面の一部崩落

○美里町：二俣橋の一部損壊

○八代市：東陽地区めがね橋の一部損壊

○上天草市：千巖山の土砂崩れ

○甲佐町：陣ノ内城跡の一部土砂崩れ 他

○水俣市：徳富蘇峰・蘆花生家の軒先の漆喰落下

○天草市：祇園橋の欄干の一部崩壊等

－社会教育施設－（7箇所）

○豊野少年自然の家：施設敷地内で倒木発生

○八代市立図書館せんちょう分館：館内浸水

※天草青年の家避難所の開設状況：8/18～9/15まで予定（20名程度の受入れ）

－社会体育施設－（28箇所）

○熊本県総合射撃場：ライフル棟の一部冠水

○松島総合運動公園：屋内体育施設床上浸水等 他

－その他－（3箇所）

○八代市（千丁給食センター）：設備故障、雨漏り等 他

【その他】

○その他、児童生徒の保護者・教職員の住宅浸水及び車の被害多数

今後の対応

○関係機関と連携し、人的被害の確認及び物的被害の状況等を確認する。

○学校及び社会教育施設等の状況把握及び情報の収集を行うとともに、文部科学省への報告を行う。

○本庁職員による現地確認及び学校再開に向けた通学路の安全確認を行うとともに、県立学校の応急復旧に随時着手する。

○被害の生じた国指定・登録文化財については、文化庁への報告を行う。

○未指定文化財の被害状況把握及び保護のため文化財レスキューを実施する。

被害状況

○人的被害

・ JETプログラム参加者119名全員の無事を確認

・ 外国人留学生の所属する教育機関や外国人コミュニティ等からの被害等の情報なし【国際課】

○物的被害

・ くまモンスクエアについては被害なし（8/11（月・祝）のみ臨時休館）【くまモン課】

対応状況

○災害情報の発信

・ 県庁ホームページ内に大雨被害に関する特設ページを開設し、災害対策本部会議資料や道路情報、復興支援情報等を一括して掲載【広報課】

・ 熊本県外国人サポートセンターのHPにて、易しい日本語による「2025年8月10日からの大雨（おおあめ）について」を周知【国際課】

被害状況

【金融機関の被害】

- 指定金融機関（肥後銀行）の一部店舗（九州フィナンシャルグループ本社ビル（熊本駅前）、宇土支店、砥用支店）の駐車場等に水たまりがあるため、当該店舗のATMの利用を休止している。
→（8月11日に発生。8/12に全て復旧済み）
- 指定金融機関及び収納代理金融機関のシステムに関する被害報告なし。

今後の対応

- 指定金融機関及び収納代理金融機関の状況を情報収集していく。 →（終了）

被害状況

【人的被害】

- 所管施設における人的被害はなし

【所管施設被害】

○電気事業

- ①2ダム、②7発電所、③発電総合管理所のうち、
 - ・船津ダム(美里町)駐車場に土砂流入の被害が発生
 - ・船津ダム(美里町)への進入道路で土砂崩れがあり通行不可 → 8/14崩土撤去済み
 - ・緑川第三発電所(美里町)は、機器の不具合により発電機停止中 → 8/19復旧済み

○工業用水道事業

- ・有明工業用水道(玉名市) 被害報告なし(停電のため一時(8/10 22:08~8/11 5:01)予備発電機で運用)
- ・八代工業用水道(八代市) 雨水浸入により攪拌装置4台のうち1台が停止(※運用には支障なし) → 8/18復旧済み
(停電のため一時(8/11 9:22~8/11 9:30)予備発電機で運用)
- ・苓北工業用水道(苓北町) 被害報告なし

○有料駐車場事業

- ・県営駐車場(熊本市中央区)については被害報告なし

今後の対応

- ・流入土砂の撤去及び所管施設の機器の復旧を進めていく

警察の対応

【110番通報件数】

834件（道路冠水、床上浸水、床下浸水、土砂崩れ、車両水没、川流れ等）

【警察の活動状況】

要救助事案について関係機関と連携して救出救助活動や安全確認等を実施（参考）

熊本市北区貢町における車両川流れ事案（捜索活動中）

【警察の活動事例】

- ・有明海沿岸において機動隊による安否不明者の捜索を実施



有明海沿岸における捜索状況



有明海付近における捜索状況

今後も継続して行う対応

- ・安否不明者の捜索・救出救助活動を関係機関と連携して実施（警備部・警察署）
- ・被災した上天草警察署松島交番に移動交番車を配置、地域の活動拠点として運用（生活安全部）
- ・被災地域への犯罪抑止対策として、本部地域課職務質問指導班パトカー及び機動捜査隊車両をそれぞれ派遣し、当面の間、パトロール・初動捜査態勢を強化（生活安全部・刑事部）
- ・広報県民課犯罪被害者支援室による関係機関と連携した遺族等支援を実施（警務部）
- ・被災して運転免許証を亡失された方の再交付手数料等、各種手数料の免除措置を実施（交通部・警察署）
- ・災害に乗じた悪質なデマ情報やフェイクニュースのサイバーパトロールを実施（生活安全部）
- ・許認可業務の手数料免除等（生活安全部）
- ・関係機関と連携した災害危険箇所の見直し及び検証（警察署）
- ・施設や車両損傷に伴う業務継続に向けた支援の検討（各部・警察署）